

議案第61号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月6日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条中第10項を第11項とし、同条第9項中「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第5項第4号」を「第6項第4号」に、「又は第5項」を「又は第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項第3号」を「第6項第3号」に、「又は第5項」を「又は第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における

当該超える日数を除く。)は、支給期間に算入しない。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第11項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第8条の改正規定（同条第5項第5号に係る部分に限る。） 令和4年10月1日

2 前項第1号に掲げる改正規定による改正後の条例附則第11項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の条例第8条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

参考資料

制 定 要 旨

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給期間に退職の日後に開始した事業の実施期間を算入しないこととすること等のため、この条例を制定するものである。